

第
4421
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 2月13日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ e-TAXにより添付省略した書類の保存

Q：e-TAXで申告すると、添付書類が省略できるとか。その書類はどうしたらいいのですか？

A：法定申告期限から5年間保存しなければなりません。

【解説】

e-TAXで申告した場合、一定の書類の添付が省略できることとなっていますが、昨年の国税通則法の改正によって、増額更正できる期間が3年間から5年間に延長されたことに伴い、平成23年12月2日以後にe-TAXで申告したものについては、添付を省略した書類を5年間保存しておかなければならなくなりました。

平成23年12月2日より前に申告したものに係る添付書類の保存は3年間です。

この期間内は、税務署等から提示又は提出を求めることができることとなっていますので、この期間内に提示又は提出を求められましたら、その書類を提示又は提出しなければなりません。

提出を省略できる書類には次のようなものがあります。

- ・ 医療費の領収書
- ・ 社会保険料控除の証明書
- ・ 生命保険料控除の証明書
- ・ 地震保険料控除の証明書
- ・ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ・ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・ 寄附金控除の証明書
- ・ 特定口座年間取引報告書

